

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体：_____

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取 得			処 分 制 限 期 間 (50万円以上の場合)		処 分 の 状 況			保管場所	備 考
					単 価 (単位： 円)	取得金額 (単位：円)	年 月 日	耐用年数	処 分 制 限 年 月 日	価 格	処分の内容	年 月 日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

- 注
- 1 1件の取得価格が50万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、「処分制限期間」の欄も記入するものとする。
 - 2 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
 - 3 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 4 「処分の内容」の欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 「備考」の欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 この様式により難しい場合には、「処分制限期間」の欄及び「処分の状況」の欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。